

四日市市告示第397号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和4年5月24日

四日市市長 森 智 広

1 名称

貝家町自治会

2 規約に定める目的

本会は、区域内の住民の連絡、環境の整備、その他施設の維持管理等の活動を通じ、会員の福祉増進と地区の発展に寄与することを目的とする。

3 区域

四日市市貝家町全域、采女町816番地台、1020番地2、1022番地2、1023番地2、1127番地2

4 事務所

四日市市貝家町129番地

5 代表者の氏名及び住所

有竹 政史

四日市市貝家町129番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20の規定による場合又は、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得た場合

9 認可年月日

令和4年5月10日

(市民生活部市民生活課)